

## 職員の引継ぎに関する条例について（案）

### 1 条例制定の趣旨

地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学の設立に際し、当該法人に職員を引き継ぐ秋田市の内部組織を定めるもの。

#### 【地方独立行政法人法】

- 移行型一般地方独立行政法人\*の成立の際、現に設立団体の内部組織で法人の業務に相当する業務を行うもののうち設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、法人の成立の日において、法人の職員となる。
- ※ 一般地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を法人の成立の日以後行うものをいう。 （第 59 条第 2 項）

### 2 条例の内容等

#### (1) 法人に職員を引き継ぐ内部組織

現在の秋田公立美術工芸短期大学（附属図書館、事務局、事務局管理課を除く。）  
→上記に配置されている職員（＝**教員**）は法人の職員となる。

#### (2) 法人に引き継がれない職員の取扱い

附属図書館、事務局、事務局管理課に配置されている「**事務職員**」、「**司書**」ならびに「**看護師**」については、法人に引き継がず、当面は市からの派遣となる（市職員の身分を有する）。

〔職員の身分取扱いについてのイメージ〕

**法人化前**

秋田公立美術工芸短期大学  
～24年度  
(すべて市職員)

**法人化後**

公立大学法人秋田公立美術大学  
25年度～

